

國民勞務手帳法の施行期日に関する勅令

本昭和十六年第七十六回常國議會の協賛を経て三月七日公布を見た國民手帳法の施行期日に關する勅令は六月十四日公布を見、本昭和十六年十月一日より施行せることとなつたが、右勅令、並に國民勞務手帳法、同法施行令、同法施行規則等の關係法令を掲ぐれば以下の如くである。

國民勞務手帳法ノ施行期日ニ關スル件

(昭和十六年六月十四日
勅令第七百三號)

國民勞務手帳法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

國民勞務手帳法 (法律第六年三月七日)

第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ労務者トシテ左ノ各號ノ一二該當スル事業ニ使用セラルモノヲ謂フ

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包装、修理又ハ解體ノ事業（電氣瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岩壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 通信事業

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルコトヲ得ズ

但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足

ル

何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ爲サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏竝ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依り從業者ノ提出シタル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ

第五條 使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキハ何時ニテモ

ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得

第六條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ

第七條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得

第九條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルコトヲ得ズ但シ國民勞務手帳毀損シ若ハ亡失シタル場合、餘白ナキニ至リタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民職

リ國民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スペキヤ否ヲ裁定シ返還スペキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スペキヤ否ヲ裁定シ返還スペキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スペキヤ否ヲ裁定シ返還スペキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

業指導所長又ハ使用者ニ於テ國民労務手帳ヲ保管ス
ル場合ヲ除クノ外自ラ之ヲ保管スペシ

第十三條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ國民労務手帳ニ代ル證明書

(以下證明書ト稱ス)ヲ交付スルコトヲ得

證明書ハ之ヲ國民労務手帳ト看做ス

前二項ニ定ムルモノノ外證明書ニ關シ必要ナル事項

ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 國民労務手帳以外ノ手帳ニハ國民労務手帳

ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 従業者、從業者タラントスル者又ハ使用者

ハ國民労務手帳ニ關シ必要アルトキハ從業者又ハ從

業者タラントスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌ス

ル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコ

トヲ得

從業者ハ國民労務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ

使用者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長

必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民労務手帳ノ

交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告

ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリ

ト認ムルトキハ當該官吏ラシテ第一條ニ掲ゲル事業

ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物

件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル

場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲

役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條、第五條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ違

反シタル者

二 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民労務手帳ノ交

付ヲ受ケタル者

三 自己ノ國民労務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル

目的ヲ以テ交付シタル者

四 第十八條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ

罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一 第四條、第五條第二項、第十條又ハ第十四條ノ

規定ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民労務手帳

ヲ提出又ハ返納セザル者

三 第九條ノ規定ニ違反シ記載若ハ報告ヲ怠リ又ハ

虚偽ノ記載若ハ報告ヲ爲シタル者

四 第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又

ハ報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

五 第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢

査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者

六 第十九條 使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、

雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條第一

號又ハ前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタル

トキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ

免ルルコトヲ得ズ

第二十條 第十七條第一號又ハ第十八條第二號乃至第

四號ノ罰則ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役

ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年

者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外國、道府縣、市町

村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

國ノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段

ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本法中使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適

用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人ア

ル場合ニ於テハ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業

權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ於テハ鑛業代理人ニ

之ヲ適用ス

第二十三條 本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令

ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能

力申告手帳ハ之ヲ國民労務手帳ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國民労務手帳法施行令

(勅令第十七年六月十四號)

第一條 従業者タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ其ノ就業スペキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ

國民労務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

第二條 國民労務手帳ニ記載スペキ事項左ノ如シ

一 氏名

二 出生ノ年月日

三 本籍

四 居住ノ場所

五 兵役關係

六 學歷

七 職業ノ經歷

八 從事スル職業名

九 就業ノ場所（二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主ナル就業ノ場所）

十 紙料又ハ賃金ノ額

十一 國民職業能力申告令（以下申告令ト稱ス）第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ同令ニ基ク技能程度

十二 申告令第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタ課程ニ關スル事項

十三 申告令第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル検定、試験又ハ免許ニ關スル事項

十四 勞働者年金保険法ニ依ル被保險者ニ在リテハ被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級

十五 其ノ他國民勞務手帳法（以下手帳法ト稱ス）ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項

十六 從業者使用ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラレル場合ニ於テハ國民勞務手帳法第三條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各

項ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

十七 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタ

十八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

十九 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十一 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

二十九 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

三十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

三十一 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

三十二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

三十三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

第六條 從業者ニシテ官吏若ハ待遇官吏タルモノ又ハ第四條各號ノ一ニ該當スルモノハ遲滯ナク國民勞務手帳ヲ使用者（同條第一號ニ該當スル者ニ在リテハ徵用ニ依ル使用者）ニ提出スベシ

第七條 使用者ハ第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ使用者ニ一時返付スル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ使用者ニ一時返付スル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ其ノ

號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ返還セラレタルト得但シ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ

又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 從業者移動防止令第五條ノ規定ニ依リ當該從業者ノ履入ノ認可ヲ受ケタル者ニ履入レラルルトキ

二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタルトキ

四 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ

五 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ

六 其ノ他退職ニ付已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項第五號又ハ第六號ノ事由ハ手帳法第六條ノ規定ニ依ル國民職業指導所長ノ裁定アリタルトキハ其ノ

裁判シタル所ニ依リ同法第七條ノ規定ニ依ル地方長官ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依ル

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セラレタルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ其ノ者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セラレタルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無断缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セラレタルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

使用者ハ第二項第一號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキハ其ノ者ガ依リ提示スル國民勞務手帳ニハ同時ニ他ノ使用者

ニシテ使用者トシテ使用セラレルモ異議ナキ旨ノ第七條

日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間ヲ経過シタルトキ
ハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル國民職業指導所
長ニ之ヲ提出スベシ

第九條 國民職業指導所長前條第四項ノ規定ニ依リ國
民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ從業者ノ退職シ
タル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ
其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交
付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事
由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第十條 手帳法第六條第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シ
タル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從業
者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導
所長ニ、同法第七條第一項ノ申立ハ第三項ノ規定ニ
依ル裁定書ノ交付又ハ裁定ノ要旨ノ通知アリタル日
ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ
管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

由アリト認ムルトキハ前項ノ期限超過後ニ於テモ仍
申立ヲ受理スルコトヲ得
手帳法第六條第二項及第七條第二項ノ裁定ハ理由ヲ
附シ文書ヲ以テ之ヲ爲シ本人ニ交付シ併セテ其ノ要
旨ヲ關係人ニ通知スベシ

第十一條 使用者ハ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ
事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能
ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就
業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長
官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使

用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國
民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
ルトキ

一 使用者手帳法第六條第三項又ハ第七條第三項ノ
規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ返還セザ
ルトキ

二 國民勞務手帳ニ手帳法ニ基キテ發スル命令ヲ以
テ定ムル事項以外ノ事項ノ記載アルトキ
三 國民勞務手帳ヲ檢閱セントスルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長
官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國
民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳
ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

一 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交
付ヲ受ケタルトキ
二 重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ
三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタ
付ヲ受ケタルトキ

使用者ハ從業者ニ關シ第二條第十四號ニ掲グル事項
ニ變更アリタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨國民勞務
手帳ニ記載スベシ

第十七條 前三條中報告ニ關スル規定ハ使用者ガ國民
勞務手帳ニ代ル證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用ス
ル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十八條 使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ貨
金ニ付左ニ掲グル事項ヲ第一號ニ掲グル事項ニ付テ
ハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日ヨリ十四日以内ニ、
第二號ニ掲グル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ
至リタルトキ國民勞務手帳ニ記載スベシ

一 使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金
締切期間ノ平均賃金日額

二 使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直
前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

三 從業者ノ就業スル場所
シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 前條ノ給料又ハ賃金ノ範圍及算定方法ニ關
ラザル場合ニ於テ第二條第一號、第三號乃至第六
號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第

定ムル様式ニ依リ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ
管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十六條 使用者ハ從業者ニ關シ第二條第一號、第三
號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十
號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ
ハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同
シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ、從
業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告ス
ベシ

第十七條 使用者ハ從業者ニ關シ第二條第十四號ニ掲グル事項
ニ變更アリタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨國民勞務
手帳ニ記載スベシ

第十八條 前三條中報告ニ關スル規定ハ使用者ガ國民
勞務手帳ニ代ル證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用ス
ル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十九條 前條ノ給料又ハ賃金ノ範圍及算定方法ニ關
ラザル場合ニ於テ第二條第一號、第三號乃至第六
號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第

十五號ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ其ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ニハ命令ノ定ムル様式ニ依リ之ヲスベシ

第一項ノ規定ハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル後國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ之ヲ適用セズ

第三十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ、從業者タラザル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル

前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルシテハ、前項第一項ノ規定ハ不適用ス

タルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ從業者タリシ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ノ同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地（職業ニ從事セザリシ者ナル場合ニ在リテハ從前ノ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第二十條第二項ノ規定ハ前項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十三條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一一ニ該當スルモノニ關スル第十四條、第十六條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル

報告ハ同條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ左ノ各號ノ一一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲ス（ヲ妨ゲズ）

一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタル者

二 手帳法施行地外ニ旅行中ノ者
三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 負傷、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ報告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者
ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第五條 第十四條乃至第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ從業者國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第六條 第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ從業者國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第七條 左ノ各號ノ一一ニ該當スル場合ニ於テ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルコトヲ得

一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ
二 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ
三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ
國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 二以上ノ職業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業者タルトキハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、從業者タラザルトキハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做シ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第九條 二以上ノ職業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業者タルトキハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、從業者タラザルトキハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做シ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

附 則

本令中第二條第十四號ノ規定ハ労務者年金保険法中被保険者資格ノ得喪及標準報酬等級ニ關スル部分施行ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者（使用者二以上アルトキハ主タル使用者）ヲ經由シ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民労務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十

三號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民労務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ當該國民労務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長

ニ報告スベシ但シ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ從業者タル場合ニ在リテハ國民労務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

國民労務手帳法及國民労務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件

(昭和十六年六月十四日
勅令第七百五號)

第一條 官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ニ

シテ從業者ヲ使用スルモノ（以下事業官廳ト稱ス）其ノ使用スル從業者（以下官廳從業者ト稱ス）ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民労務手帳法施行令（以下施行令ト稱ス）第八條第一項ノ規定ニ依リ國民労務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ通知ヲ爲シタル後國民労務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ

第二條 事業官廳施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民労務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ同條第四項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第三條 官廳從業者タリシ者國民労務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ其ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從前ノ事業官廳ノ所轄官衙（事業官廳ガ陸海軍ノ部隊又ハ學校ナル場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル官衙トシ其ノ他ノ場合ニ於テ所轄官衙ナキトキハ事業官廳トス）ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

國民労務手帳法第六條及第七條ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第四條 事業官廳ハ官廳從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民労務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ施行令第十一條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第五條 施行令第十二條第二號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ國民労務手帳ノ送付ヲ求ムルコトヲ得

第六條 地方長官又ハ國民職業指導所長施行令第十三條ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ國民労務手帳ノ返還ヲ命ズルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシハ施行令第十四條各號ニ掲ゲル事項ヲ國民労務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民労務手帳ノ提示ニ依リ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第七條 事業官廳官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民労務手帳ニ記載シ施行令第十五條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ引續キ他ノ事業官廳ノ官廳從業者タルトキハ當該事業官廳ニ國民労務手帳ノ保管ヲ移シ、官廳從業者タラザルトキハ國民労務手帳ヲ其ノ者ニ返還スベシ

第八條 事業官廳官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民労務手帳ニ記載シ施行令第十五條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ引續キ他ノ事業官廳ノ官廳從業者タルトキハ當該事業官廳ニ國民労務手帳ノ保管ヲ移シ、官廳從業者タラザルトキハ國民労務手帳ヲ其ノ者ニ返還スベシ

第九條 事業官廳ハ官廳從業者ニ關シ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民労務手帳ニ記載シ同令第十

第二條 國民勞務手帳ハ様式第一號ニ依ル

第三條 國民勞務手帳法施行令(以下施行令ト稱ス)第

一條、同令附則第三項及昭和十六年勅令第七百五號

附則第二項ノ申請ハ様式第二號ニ依リ之ヲ爲スペシ

前項ノ申請書ニハ最近一年以内ニ撮影シタル寫眞

(名刺版、正面半身、脱帽、裸紙ナキモノ)ヲ添附ス

ベシ

國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五條ニ規定スル證明書又ハ

戸籍ノ抄本ノ添附ヲ求ムルコトヲ得國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラントスルトキハ第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第四條 従業者第十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞ノ再貼附ヲ受ケントスル場合ニ於テハ使用者ハ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スベシ

第五條 施行令第八條第三項及第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ様式第三號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第六條 施行令第十八條ノ給料又ハ賃金ノ範圍ハ給料、賃金、手當其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ從業者ヲ使用スル使用者ガ勞務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲タルモノヲ除ク

一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
二 賞與
三 臨時ノ給與
給料又ハ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ

他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ノ算定ハ賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所

式第四號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第八條 施行令第二十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第九條 施行令第二十二條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第六號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第十條 施行令第二十四條第一項ノ申請ハ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スペシ

國民勞務手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ中請書ニ其ノ國民勞務手帳ヲ添附スベシ第三條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ再交付申請ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳ヲ亡失シタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ國民勞務手帳ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク再交付ヲ受ケタル

國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞毀損シ又ハ亡失シタルトキ其ノ他本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルトキハ從業者タル者ニ在リテハ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ、從業者タラザル者ニ在リテハ其ノ

(別表)

國民勞務手帳法ノ技術者及勞務者

一 鎌山技術者 採炭、選炭、採礦、選礦、採油又ハ探鉱ニ關スル技術ニ從事シ
又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

二 冶金技術者 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ
事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

第十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ様式第八號ニ

依ル

第十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ施行令第二條第一號乃至第四號、第八號乃至第十號、第十四號及第十五號ニ掲グル事項トス

第十四條 手帳法第十六條第三項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第九號ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ第三條第一項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ添附セザルコトヲ得但シ寫眞ヲ添附セザル場合ニ在リテハ昭和十八年九月三十日迄ニ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ提出シ國民勞務手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第三條第四項ノ規定ニ依ル寫眞ノ貼附ハ昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タラントスル者ニ付テハ昭和十八年九月三十日迄ニ之ヲ受クルヲ妨ゲズ

第六條 施行令第十八條ノ給料又ハ賃金ノ範圍ハ給料、賃金、手當其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ從業者ヲ使用スル使用者ガ勞務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲タルモノヲ除ク

一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
二 賞與
三 臨時ノ給與
給料又ハ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ

四 非鐵金屬製鍊

非鐵金屬ノ潔式製鍊、乾式製鍊
又ハ電氣精鍊ノ作業（造塊作業
ヲ含ム）ニ從事スルモノ

五 金屬製鍊工

金屬ノ製鍊作業ニ從事スルモノ
ニシテ（二二乃至（一四）ニ屬セ
ザルモノ）ニ從事スルモノ

六 非金屬精鍊工

硫黃、砒素等ノ非金屬ノ製鍊作
業ニ從事スルモノ

（ロ） 製圖、現圖作業者

七 製圖工 手製圖又ハ寫圖ノ技術的作業（設
計ノ補助作業ヲ含ム）ニ從事ス
ルモノ

八 現圖工 現圖展開作業又ハ型板取（現圖
木型作）作業ニ從事スルモノ

（ハ） 金屬材料ノ製造加工作業

九 金屬熔融工 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作
業ニ從事スルモノ

一〇 操爐工 金屬加熱爐ノ操作ニ從事スルモ
ノ

一一 壓延伸伸張工 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板
又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依
ル金屬ノ壓延、伸張、引抜、押
出等ノ加工作業ニ從事スルモノ
ム）ニ從事スルモノ

一二 鑄物工 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造
作業（ダイカスト鑄造作業ヲ含
ム）ニ從事スルモノ

一三 鍛工 鍛冶又ハ鍛造ノ作業（プレスニ
依ル火造作業ヲ含ミ且慶具鍛
冶、金具鍛冶、車鍛冶及刃物製
造鍛冶ヲ除ク）ニ從事スルモノ

一四 金屬ノ燒入、燒鈍、燒炭、燒準、
滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ從
事スルモノ

一五 熱處理工 金屬ノ熱處理又ハ合線ノ製造作業
(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ從事ス
ルモノ

一六 剪斷工 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ從
事スルモノ

二 金屬加工工

金屬材料ノ製造加工作業ニ從事
スルモノニシテ（二二乃至（一三）ニ屬
セザルモノ）ニ從事スルモノ

（ニ） 機械器具ノ製作作業者

二 金屬加工ノ爲書及心出ノ作業
ニ從事スルモノ

三 旋盤工 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋
盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤等
ニ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ從
事スルモノ

四 擬鐵工 普通旋盤、堅旋盤、專門旋盤等
タレット旋盤、自動旋盤又ハ半
自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

五 中グリ工 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

六 研磨工 研磨盤、ラップ盤、艶出盤又ハ
砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

七 ボール盤工 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

八 平削盤工 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從
事スルモノ

九 三面形削工 三面形削工

一〇 研磨盤工 研磨盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

一一 三面形削工 三面形削工

一二 研磨盤工 研磨盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

一三 研磨盤工 研磨盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

一四 研磨盤工 研磨盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

一五 研磨盤工 研磨盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

一六 研磨盤工 研磨盤ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノ

一七 特殊機械工 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ
從事スルモノニシテ（二二）乃至
（二三）ニ屬セザルモノ

一八 非金屬機械工 旋盤、研磨盤又ハボール盤其ノ
他各種工作機械ニ依ルゴム、陶
磁器又ハベーカライト等木材以
外ノ非金屬ノ加工作業ニ從事ス
ルモノ

一九 鐵木工 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書
又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業

二〇 鐵木工 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書
又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業

二一 鐵木工 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書
又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業

二 從事スルモノ（船臺大工ヲ含
ム）

船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作
業（機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業
ヲ含ム）ニ從事スルモノ

三 塗隙工 コーキング又ハ水油防材挿入ノ
作業ニ從事スルモノ

四 擬鐵工 鋼燒、當盤、鉄打等ノ鋸鉄作業
ニ從事スルモノ

五 塗隙工 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板
ノ加工組立作業ニ從事スルモノ
(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)

六 銅工 鋼板類製品ノ加工組立作業ニ從事ス
ルモノ(鉛工ヲ含ム)

七 銅工 加工作業ニ從事スルモノ

八 銅工 鋼板管ノ加工取附作業ニ從事ス
ルモノ

九 銅工 加工作業ニ從事スルモノ

一〇 鐵工 鋼板類製品ノ加工組立作業ニ從事ス
ルモノ

一一 鐵工 鋼板其ノ他金屬材料ノ熔接作
業ニ從事スルモノ

一二 鐵工 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ
從事スルモノニシテ（二四）乃至
（二五）ニ屬セザルモノ

一三 鐵工 金屬板其ノ他金屬材料ノ彫刻作
業ニ從事スルモノ

一四 鐵工 射鏡、船艤信號用ガラス等ノ光
學ガラスノ荒削、研磨、心取等
ノ作業又ハバルサム作業ニ從事
スルモノ

一五 鐵工 手作業、機械作業又ハ化學作業
ニ依ル目盛作業（文字書作業ヲ
含ム）ニ從事スルモノ

一六 鐵工 金屬製ノ網、綱等製造ノ作業ニ
從事スルモノ

一七 鐵工 電線又ハ電纜ノ被製、鎧裝又ハ
被鉛ノ作業ニ從事スルモノ

等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事

(ト) 窯業、土石類ノ加工作業

工ニ從事スルモノ

九三 人造石油工

石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルモノ

一〇六 窯業原料工

陶磁器、煉瓦、セメント又ハガラス等ノ原料ノ粉碎、精製、調合又ハ釉薬ノ調製等ノ作業ニ從事スルモノ

二元 保溫工

保溫材取附作業ニ從事スルモノ

九四 石油工

石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルモノ

一〇七 成型工

陶磁器、煉瓦等ノ手成型、プレス成型又ハ型打等ノ作業ニ從事スルモノ(旋盤ニ依ルモノヲ除ク)

三三 窯業工

窯業製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ(二〇五乃至二九ニ屬セザルモノ)

九五 合成ゴム工

ゴム合成ノ作業ニ從事スルモノ

一〇八 旋軸工

陶磁器、タイル、磁器品又ハセメント、陶磁器、煉瓦、磁器品等ノ焼成又ハ焼付ノ作業ニ從事スルモノ

三三 起毛剪毛工

織物ノ起毛作業又ハ剪毛作業ニ從事スルモノ

九六 合成ゴム工

ゴム原料ノ配合、作業再生ゴム製造(作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇九 燒成工

金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ從事スルモノ

三四 精練漂白工

機械ニ依ル精練漂白業ニ於テ洗毛、開毛、縮絨又ハ壓搾ノ作業ニ從事スルモノ

九七 合成ゴム工

ゴム合成ノ作業ニ從事スルモノ

一〇〇 製紙工

紙料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

三四 浸染工

手ニ依ル捺染、引染又ハ浸染ノ作業ニ從事スルモノ(染物職ヲ除ク)

九八 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇一 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 機械捺染工

機械ニ依ル捺染ニ於テ縫合セ、糊拔捺染、蒸熱又ハ水洗ノ作業ニ從事スルモノ

九九 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇二 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 編組工

レース編、メリヤス編又ハ組紐等ニ於テ絲巻、編立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

一〇〇 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇三 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇一 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇四 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇二 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇五 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇三 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇六 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇四 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇七 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇五 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇八 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇六 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇九 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇七 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇一 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇八 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇二 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇九 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇三 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇一 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇四 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇二 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇五 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇三 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇六 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇四 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇七 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

一〇五 合成ゴム工

ゴム原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

一〇八 烧成工

ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

三四 编组工

織維製ノ綱(被製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

(七) レンズ検査工
レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルモノ

レンズ検査工

三於ケル取附工事等ノ鳶仕事ニ

(八) 試運轉工
原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルモノ

試運轉工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(九) 分析工
化學分析作業ニ從事スルモノ

分析工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十) 檢査工
(ヨ) 其ノ他ノ作業者

検査工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十一) 訓手
作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的義務ニ從事スルモノ

訓手

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十二) 記録工
庶務、計理、工務、勞務等ニ關スル記録事務、圖面ノ出納並ニ整理及保存、タイプライターニ依ル印字作業ニ從事スルモノ

記録工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十三) 機械運轉工
起重機運轉工

機械運轉工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十四) メッキ工
メッキ、ボンデライト、パークライディング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルモノ

メッキ工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十五) 塗装工
塗料ニ依ル塗装、吹附又ハ焼附ノ作業ニ從事スルモノ

塗装工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十六) 雜職工
職工ニシテ(三)乃至(八)ニ屬セザルモノ

雜職工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十七) 土木建築作業者
家屋建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルモノ

土木建築作業者

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十八) 塗装工
塗料ニ依ル塗装、吹附又ハ焼附ノ作業ニ從事スルモノ

塗装工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十九) 雜職工
職工ニシテ(三)乃至(八)ニ屬セザルモノ

雜職工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十) 蒸汽機關車運輸士
内燃機關車運轉士

蒸氣機關車運輸士

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十一) 電車運轉士
電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ從事スルモノ

電車運轉士

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十二) 自動車運轉手
自動車ノ運轉ニ從事スルモノ

自動車運轉手

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十三) 保線夫
線路、建設物ノ保守又ハ施工ノ作業ニ從事スルモノ(線路工夫)

保線夫

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十四) 氣象手
氣象手

氣象手

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十五) 汽罐士、裝蹄師
汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ從事スルモノ

汽罐士

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十六) 裝蹄師
裝蹄ノ作業ニ從事スルモノ

裝蹄師

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十七) 氣象手
氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルモノ

氣象手

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十八) 航空機整備員
飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點検、分解、調整、補修

航空機整備員

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(一) 石工
石工作業ニ從事スルモノ
足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所

石工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二) 烏鵲官
鳥工作業ニ從事スルモノ

烏鵲官

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三) 家屋大工
堂宮大工

家屋大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四) 左官
左官

左官

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(五) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(六) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(七) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(八) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(九) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十一) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十二) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十三) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十四) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十五) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十六) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十七) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十八) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(十九) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十一) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十二) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十三) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十四) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十五) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十六) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十七) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十八) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(二十九) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十一) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十二) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十三) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十四) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十五) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十六) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十七) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十八) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(三十九) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十一) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十二) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十三) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十四) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十五) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十六) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十七) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十八) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(四十九) 烟草大工
煙草大工

煙草大工

手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ

(五十) 烟草大工
煙草大工

集報

(25)

— 貨 料 及 給 金 —		七 給 料 及 貨 金 欄	
年 月 日	使 用 開 始 又 解 用 ノ 別 額 ノ 別 額	年 月 日	使 用 開 始 又 解 用 ノ 別 額 又 小 貨 料 金 本 人 印 使 用 者 (住 所 氏 名) 印
圓 錢	圓 錢	圓 錢	圓 錢

(21)

九
其
他
事
項
欄

(31)

(29)